

## 常磐会学園大学・常磐会短期大学

### 研究活動における不正行為の防止、対応及び競争的資金等の適正管理等に関する取扱要項

#### (趣旨)

第1条 この要項は、常磐会学園大学及び常磐会短期大学（以下「本学」という。）における研究活動における不正行為の防止、不正が発生したときの対応及び競争的資金等の適正管理について必要な事項を定める。

#### (定義)

第2条 この要項において、不正とは次の各号に掲げるものとする。

##### (1) 研究活動における不正行為

故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を怠ったことによる次の行為

##### ア 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること

##### イ 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、研究データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

##### ウ 盗用

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、研究データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

##### エ 二重投稿

他の学術誌等に発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること  
ただし、投稿先学術雑誌等の規定を満たし、二重投稿と解されない状態となったものは除く

##### オ 不適切なオーサiership

論文著作者が適正に公表されていないこと

##### カ 利益相反

大学と企業法人等は目的・役割を異にすることから、産学官連携活動等を行うにあたり教職員等が企業法人等との関係で有する利益と大学における責任とが衝突する状況が生じること

##### キ その他の不正行為

研究倫理に反するその他の不正行為

##### (2) 競争的資金等の不正使用

##### ア 不正に旅費を受領すること

##### イ 実態の伴わない謝金・給与を請求し、不正に受領すること

- ウ 申請と異なる物品費等を不正に受領すること
  - エ 架空の取引により支出された購入代金を、業者に預け金として管理させること
  - オ 法令、本学の規程及び研究費の使用ルール等に定められた用途以外の用途に使用すること
- 2 この要項において、資金配分機関とは通報が行われた研究活動に係る予算の配分又は措置をした配分機関等をいう。

(研究者等の責務)

- 第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
- 2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。

(研究データの保存・開示)

- 第4条 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
- 2 論文等の形で発表された研究成果のもととなった実験データ等の研究資料は、当該論文等の発表から10年間の保存を原則とする。試料や標本などの有体物については5年間の保存を原則とする。ただし、保存が不可能ないしは著しく困難である、保存のためのコストやスペースが膨大になる、など社会通念上やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。
- 3 資料等の保存は、それらを生み出した研究者自身が主たる責任を負う。
- 4 研究主宰者は、研究者の転出や退職に際して、保存対象となるものの状況を確認し、バックアップをとって保管する又は後日必要となった場合の追跡可能性を担保しておくなどの措置を講ずる。研究主宰者の転出や移動に際して、最高管理責任者はこれに準じた措置を講ずる。

(機関内の責任体系と公開)

- 第5条 運営・管理に関わる者の機関内の責任体系について次の各号に掲げる事項を行うものとする。また、機関内外へ公開するものとする。
- (1) 最高管理責任者
- 機関全体を統括し競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者を最高管理責任者とし、学長を充てる。
- 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを

実施するために必要な措置を講ずる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者等が責任を持って役割を遂行できるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(2) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について統括する実質的な責任と権限を持つ者を統括管理責任者とし、事務長を充てる。

統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

(3) 部局責任者

物品等の契約及び発注についての責任者として、総務課長を充てる。物品等の支払及び納品検査についての責任者として、会計課長を充てる。

(4) コンプライアンス推進責任者

競争的資金等の運営・管理における事務的な責任と権限を持つ者をコンプライアンス推進責任者とし、会計課長を充てる。

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に定める事項を行うものとする。

ア 不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

イ 研究者等に対しコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理・監督する。

ウ 研究者等が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(5) 研究倫理教育責任者

研究倫理に関する知識を定着、更新させるための実質的な責任と権限を持つ者を研究倫理教育責任者とし、会計課長を充てる。

研究倫理教育責任者は、統括管理責任者の指示の下、不正行為防止を図るため研究者等に対し、研究倫理教育を実施し、受講状況を管理・監督する。研究倫理教育の実施は3年に一度とする。ただし、最高管理責任者が研究倫理教育を必要と認めた場合はこの限りではない。

(6) 防止計画推進部署

不正を発生させる要因に対応する不正防止計画を策定・推進する部署を防止計画推進部署とし、会計課を充てる。

(誓約書)

第6条 競争的資金等の採択を受けた研究者、及び競争的資金等の管理に関わる職員は、研究費の使用ルール等を遵守する旨の誓約書を、最高管理責任者に提出しなければならない

ない。

(通報・相談の受付体制)

第7条 不正に関する学内外からの通報・相談窓口（以下「通報窓口」という。）の担当者は、会計課長とする。

2 通報窓口担当者は、通報を受け付けた旨を速やかに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。

(通報の取扱い)

第8条 通報は、書面、電話、FAX、電子メール、面談等により直接、通報窓口へ行うものとする。

2 通報は、原則として顕名により、不正を行ったとする研究者の氏名又は研究グループ等の名称、不正の態様、その他事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的理由が示されていないなければならない。ただし、匿名による通報があった場合、通報の内容に応じ、顕名の通報があった場合に準じた取扱いをする。

3 書面による通報など、通報窓口が受け付けたか否かを通報者が知り得ない方法による通報がなされた場合は、通報を受け付けた旨を通報者に通知する。ただし、匿名による通報は除く。

4 通報の意思を明示しない相談については、内容に応じ、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して通報の意思があるか否か確認するものとする。

5 不正が行われようとしている又は不正を求められているという通報・相談については、その内容を第11条に定める予備調査委員会により確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被通報者に警告を行うものとする。

6 被通報者が本学に所属する者でない場合、被通報者の所属する研究機関に当該通報を回付することとする。

7 報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

(通報者・被通報者の取扱い)

第9条 通報を受け付ける場合、通報窓口担当者以外は見聞できないように、通報内容や通報者の秘密を守るための適切な方法を講じなければならない。

2 通報者、被通報者、通報内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して、調査関係者以外に漏えいしないよう秘密保持を徹底する。

3 調査事案が漏えいした場合、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責により漏えいした場合は、当人の了解は不要とする。

- 4 悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に、通報者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、被通報者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしたりしてはならない。

#### (調査機関)

第 10 条 被通報者が本学に所属する場合、原則として本学が通報された事案の調査を行う。

- 2 被通報者が複数の研究機関に所属する場合、原則として被通報者が通報された事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行う。
- 3 被通報者が本学とは異なる研究機関で行った研究活動に係る通報があった場合、本学と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で、通報された事案の調査を行う。
- 4 被通報者が、通報された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関を既に離職している場合、現に所属する研究機関が、離職した研究機関と合同で、通報された事案の調査を行う。被通報者が離職後、どの研究機関にも所属していないときは、通報された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関が、通報された事案の調査を行う。

#### (予備調査の実施)

第 11 条 通報があった場合又は最高管理責任者がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、予備調査委員会を設置し、速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、次の委員により構成する。
  - (1) 統括管理責任者
  - (2) コンプライアンス推進責任者
  - (3) 最高管理責任者が指名する本学教職員
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

#### (予備調査の方法)

第 12 条 予備調査委員会は、通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された科学的理由の論理性、通報内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について予備調査を行う。

- 2 通報がなされる前に取り下げられた論文等に対する通報に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として本調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の要否の報告及び通知等)

第 13 条 予備調査委員会は、通報を受け付けた日から 30 日以内に本調査を行うか否かを決定する。

- 2 本調査を行うことを決定した場合、通報者及び被通報者に対し、その旨を通知し本調査への協力を求める。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、その事案に係る資金配分機関及び文部科学省に本調査を行う旨を報告する。
- 3 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに通報者に通知する。この場合、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る資金配分機関及び通報者の求めに応じ開示するものとする。

(調査委員会の設置及び通知)

第 14 条 調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会は、次の委員により構成する。
  - (1) 統括管理責任者
  - (2) コンプライアンス推進責任者
  - (3) 法律の知識を有する外部有識者
  - (4) 最高管理責任者が必要に応じ指名した者
- 3 調査委員のうち、半数以上は外部有識者とする。
- 4 調査委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 5 調査委員会の設置に当たり、調査委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知する。
- 6 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、通知を受けた日から 10 日以内に、最高管理責任者に対して、書面により異議申立てをすることができる。
- 7 前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(本調査)

第 15 条 調査委員会は、本調査の実施を決定した日から 30 日以内に調査を開始する。

- 2 本調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について資金配分機関に報告、協議しなければならない。

- 3 本調査は、通報された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料、経費の使用に係る証拠書類等の精査や、関係者のヒアリング、再実験の実施等により行う。
- 4 本調査の際、被通報者の弁明の聴取を行わなければならない。
- 5 通報された不正行為が行われた可能性を調査するため、調査委員会が再実験等により再現性を示すことを被通報者に求める場合又は被通報者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し調査機関により合理的に必要と判断される範囲内において、調査委員会の指導・監督の下に行うこととする。
- 6 通報者及び被通報者等の関係者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の調査に誠実に協力しなければならない。

（本調査の対象）

第 16 条 調査の対象には、通報された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被通報者の他の研究活動も含めることができる。

（証拠の保全）

第 17 条 調査機関は、本調査に当たって、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。この場合、通報された事案に係る研究活動が行われた研究機関が調査機関となっていないときは、当該研究機関は調査機関の要請に応じ、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被通報者の研究活動を制限しない。

（本調査の中間報告）

第 18 条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、当該事案に係る資金配分機関の求めに応じ、本調査の中間報告を提出するものとする。

（本調査における研究又は技術上の情報の保護）

第 19 条 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

（調査中における一時的措置）

第 20 条 最高管理責任者は、本調査の実施が決定された場合、調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して通報された研究に係る競争的資金等の一時的な執行停止等の

必要な措置を講ずることができる。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第 21 条 調査委員会の調査において、被通報者が通報された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(認定)

第 22 条 調査委員会は、本調査を開始した日から 150 日以内に、不正の有無及び不正の内容、不正に関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割、その他必要な事項について認定する。

- 2 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。
- 3 被通報者の自認を唯一の証拠として不正と認定することはできない。
- 4 不正行為に関する証拠が提出された場合、被通報者の説明及びその他の証拠によって疑いが覆されないときは、不正行為と認定される。ただし、生データや実験・観察ノート等の本来存在するべき基本的な要素を十分に示すことができない理由が、被通報者の責によらない場合（災害等）、また、所属研究機関が定める保存期間を超えている等、正当な理由がある場合はこの限りではない。
- 5 不正が行われなかったと認定された場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。
- 6 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 7 調査委員会は、本条第 1 項及び第 5 項に定める認定が終了したときは、直ちに最高管理責任者へ報告する。

(調査結果の通知)

第 23 条 最高管理責任者は、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で不正に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び文部科学省に報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報と認定された場合において、通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。



(資金配分機関等への報告及び調査への協力等)

第 24 条 最高管理責任者は、通報を受け付けた日から 210 日以内に、最終報告書を資金配分機関及び文部科学省に提出するものとする。

- 2 前項の期限までに万が一調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を提出する。
- 3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、資金配分機関に報告する。
- 4 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(不服申立て)

第 25 条 不正を行ったと認定された被通報者は、調査結果の通知を受けた日から 10 日以内に、最高管理責任者に対して、書面により不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。）は、その認定について、前項の例により不服申立てをすることができる。
- 3 最高管理責任者は、被通報者から不服申立てがあったときは、通報者に通知し、通報者から不服申立てがあったときは、通報者が所属する機関及び被通報者に通知する。また、その事案に係る資金配分機関及び文部科学省に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(不服申立ての審査及び再調査)

第 26 条 不服申立ての審査は調査委員会が行う。不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査委員の交代もしくは追加又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。ただし、当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。

- 2 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被通報者に当該決定を通知する。当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するとき、最高管理責任者は以後の不服申立てを受け付けられないことができる。
- 3 再調査を実施する決定を行った場合には、調査委員会は不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力する

ことを求めるものとする。

- 4 前項の協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は不服申立人に当該決定を通知するとともに、その事案に係る資金配分機関に報告する。
- 5 調査委員会は、再調査を開始した場合、再調査の実施を決定した日から50日以内（第25条第2項の通報者からの不服申立ての場合は30日以内）に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告する。
- 6 最高管理責任者は、当該結果を、被通報者からの不服申立ての場合は、被通報者、被通報者が所属する機関及び通報者に通知する。第25条第2項の通報者からの不服申立ての場合は、通報者、通報者が所属する機関及び被通報者に通知する。また、その事案に係る資金配分機関及び文部科学省に報告する。

#### （調査結果の公表）

- 第27条 最高管理責任者は、不正が行われたと認定された場合、速やかに調査結果を公表する。
- 2 前項の公表における公表内容は、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順、その他必要と判断した事項を公表する。
  - 3 不正が行われなかったと認定された場合、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。
  - 4 悪意に基づく通報と認定された場合、通報者の氏名・所属、悪意に基づく通報と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等、その他必要と判断した事項を公表する。

#### （通報者及び被通報者に対する措置）

第28条 最高管理責任者は、通報者及び被通報者に対し、調査結果に応じ次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

##### （1）競争的資金等の執行停止及び返還

不正が行われたと認定された場合、被通報者に対し、直ちに当該研究に係る競争的資金等の執行停止を命じ、当該競争的資金等を返還させることができる。

##### （2）論文等の取下げの勧告

不正行為が行われたと認定された場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。

(3) 懲戒処分等

不正が行われたと認定された被通報者又は通報が悪意に基づくものと認定された通報者に対し、本学就業規則に基づき適切な処置をとるものとする。

(4) 刑事告発又は民事訴訟

競争的資金等の私的流用など極めて悪質な不正の場合は、被通報者及び不正の関与が認定された者に対し、刑事告発又は民事訴訟の法的手続きをとることができる。

(5) 措置の解除等

不正が行われなかったと認定された場合は、その旨を調査に関係したすべての者に通知するとともに、当該調査に付随して行った措置を解除し、被通報者の名誉回復及び不利益発生を防止する措置を講ずるものとする。また、必要に応じて通報者の不利益発生を防止する措置を講ずるものとする。

(取引業者に対する措置)

第 29 条 競争的資金等の不正使用に関与した取引業者に対し、取引停止等の措置を講ずる。

(是正措置等)

第 30 条 最高管理責任者は、不正が行われたと認定された場合には、是正措置及び再発防止措置を講ずるものとする。

(内部監査)

第 31 条 内部監査は、最高管理責任者の直轄的組織として設置する内部監査部門が行うものとする。

(内部監査担当者の権限)

第 32 条 監査担当者は、監査対象者に対し、監査実施上必要な書類の提出及び必要な説明を求めることができる。

2 監査担当者は、学外の関係先に対し、必要により内容の照会及び事実の確認を求めることができる。

(その他の取り扱い)

第 33 条 不正への対応に関して、この要項に定めのないことについては、平成 18 年 9 月 4 日付け 18 文科科第 420 号の文部科学省科学技術・学術政策局長通知「研究費の不正な使用への対応について」、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定 平成 26 年 2 月 18 日改正）、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）に従うものとする。

(要項の改廃)

第 34 条 この要項の改廃は、常任理事会の決議を経て行う。

附 則

この要項は、平成 19 年 11 月 12 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 26 年 9 月 22 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 28 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 3 月 6 日から施行する。

附 則

この要項は、2021 年 12 月 6 日から施行する。

附 則

この要項は、2022 年 8 月 29 日から施行する。